

鳥取市補助金カルテ

NO.	141	担当課	経済・雇用戦略課	外線	0857-30-8282
適合性判定	今後見直しが必要		予算措置	令和8年度 当初予算	
補助金名	乾燥地研究情報発信事業補助金				
概要	鳥取大学乾燥地研究センターの情報発信事業に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3101）経営基盤の強化と雇用の創造・人材確保				
創設年度	H13	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	情報発信事業の参加者数・見学者数				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	企画費		
歳出事業名	大学等情報発信事業費						
R8予算	380千円				過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	鳥取大学乾燥地研究センター 乾燥地研究情報発信事業 380千円 ※鳥取県と同額補助				R7 (見込)	1	380
					R6	1	380
					R5	1	380
					R4	1	380
補助率・補助額	10分の10				上限額	380千円	
特定財源	なし（一般財源のみ）						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	とっとり乾地研倶楽部
交付要件	本補助金の対象となる者は、鳥取大学乾燥地研究センターの支援団体である「とっとり乾地研倶楽部」とする。
対象経費	広報資料作成・配布経費、一般公開等経費、セミナー・ワークショップの情報提供経費、海外派遣経費、情報交換会経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはなっていない)	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 県と同額を補助しているため。
公益性	-
公平性	4-1 県と同額を補助しているため。

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	特定団体への同額交付が複数年続いている。

鳥取市補助金カルテ

NO.	142	担当課	経済・雇用戦略課	外線	0857-30-8284
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	公益社団法人鳥取市シルバー人材センター補助金				
概要	公益社団法人鳥取市シルバー人材センターの運営費補助。				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策2201）健康づくり・疾病 予防・介護予防の推進				
創設年度	H13	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	会員数				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	老人福祉費
歳出事業名	シルバー人材センター運営補助金				
R8予算	20,700千円				
R8予算 積算根拠	シルバー人材センターの運営及び事業に要する経費について、 まずは事業収入、会費収入等の特定財源で賄い、不足する額を 補助する。 総事業費268,371千円-特定財源247,671千円=20,700千円				
		過去実績	件数	決算額 (千円)	
		R7 (見込)	1	20,700	
		R6	1	21,277	
		R5	1	17,696	
		R4	1	17,046	
補助率・補助額	10分の10				
上限額	設定なし				
特定財源	なし（一般財源のみ）				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	公益社団法人鳥取市シルバー人材センター
交付要件	公益社団法人鳥取市シルバー人材センター
対象経費	運営及び事業に要する経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める 補助金の割合	6.6%
繰越金の有無	有

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	15

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由	
法規性	-
3 E	2-4, 2-5, 2-7 事業費全体の補助金の割合6.6%。団体が国補助金を受けるには市補助金が同額以上必要。また国補助にはシルバーの規模、実績等に応じて上限があり。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	人件費への補助、補助率が1/2以上であり、上限額の設定がない。

鳥取市補助金カルテ

NO.	143	担当課	経済・雇用戦略課	外線	0857-30-8282
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市商業振興補助金（商店街にぎわい形成促進事業費）				
概要	商店街団体等が実施する商店街のにぎわい形成を促進する事業に対する補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3103）商業の振興と販路拡大、（施策3402）中心市街地の活性化				
創設年度	H13	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	商店街組合の会員数				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費
歳出事業名	商店街にぎわい形成促進事業費				
R8予算	6,200千円				
R8予算 積算根拠	活動支援事業 1件×200千円、7件×600千円、2件×1,000千円 ※環境整備事業は申請見込なし				
			過去実績	件数	決算額 (千円)
			R7 (見込)	11	5,572
			R6	9	4,713
			R5	6	2,464
			R4	3	1,418
補助率・補助額	活動支援 4/5, 2/3, 1/2、環境整備 1/2				
上限額	1,000千円				
特定財源	なし（一般財源のみ）				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	商店街団体等
交付要件	・活動支援事業 商店街づくりを行うソフト事業、商業振興に関するソフト事業 ・環境整備事業 商店街振興組合等が取り組む公共性の高い環境整備事業
対象経費	・活動支援事業 謝金、旅費、会場借上料、機器賃借料、雑役務費、広告宣伝費、通信運搬費、消耗品費、委託費、その他 ・環境整備事業 当該事業に要する経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 商店街団体等の自己資金だけでは事業費をまかなえないため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	144	担当課	経済・雇用戦略課	外線	0857-30-8283
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	外国人留学生等インターンシップ事業補助金				
概要	鳥取市国際経済発展協議会が実施する外国人留学生等インターンシップ事業に参加する留学生に対する補助。				
補助金区分	個人に対する補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3101）経営基盤の強化と雇用の創造・人材確保				
創設年度	H30	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	インターンシップ参加者のうち市内に就業した人数。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費	
歳出事業名	国際経済交流推進事業費					
R8予算	165千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	1,030円（最低賃金）×8時間×10日×2人			R7 (見込)	1	77
				R6	2	153
				R5	1	55
				R4	2	86
補助率・補助額	対象者1人日額8,240円			上限額	83千円	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市国際経済発展協議会が実施する外国人留学生等インターンシップの参加者
交付要件	・インターンシップ事業において、受入企業で実施されるインターンシップに8割以上参加し、修了証の交付を受けている者。・過去に本補助金を受給したことがない者。
対象経費	交付対象者1人当たり日額8,240円にインターンシップ実施日数を乗じて得た額
精算方法	事業完了後に申請するため、精算しない（申請時に実績等を確認）。
実績確認	補助金交付申請書兼請求書に添付の外国人留学生等インターンシップ修了証により確認。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	×
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	2-3 修了証により確認している。 2-5, 2-6 最低賃金をベースにしており、上限額を設定している。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	145	担当課	経済・雇用戦略課	外線	0857-30-8284
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市障がい者トライアル雇用奨励金				
概要	国のトライアル雇用に取り組んだ法定雇用率未達成事業者に対する奨励金。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3101）経営基盤の強化と雇用の創造・人材確保				
創設年度	H23	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	交付件数3件				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費	
歳出事業名	障がい者雇用奨励金					
R8予算	150千円					
R8予算 積算根拠	3人×50千円					
		過去実績	件数	決算額 (千円)		
		R7 (見込)	1	45		
		R6	1	45		
		R5	0	0		
		R4	3	225		
補助率・補助額	1人につき50千円				上限額	50千円
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市内に本社又は支社が所在する事業者
交付要件	・鳥取市内に事業所を有する者であること ・申請日において法定雇用率が未達成であること ・市税、下水道使用料及び下水道受益者負担金を滞納していないこと ・鳥取市に住所を有する者を国の「障害者トライアル雇用制度」に基づき雇用していること
対象経費	国のトライアル雇用助成金の支給対象となる障がい者を雇用した事業所への奨励金
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書等に添付の国のトライアル雇用支給決定書により確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	×
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	4
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-3, 2-5, 2-6, 2-7 国のトライアル雇用制度を活用した事業主に対する奨励金であり、対象経費に対する補助金ではない。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	146	担当課	経済・雇用戦略課	外線	0857-30-8284
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市中小企業等奨学金返済支援事業補助金				
概要	従業員の奨学金返済支援制度を設ける事業者に対する補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3101）経営基盤の強化と雇用の創造・人材確保				
創設年度	R1	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	交付件数 7件				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費	
歳出事業名	人材確保推進事業費					
R8予算	560千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	80千円×7社			R7 (見込)	7	462
				R6	4	320
				R5	3	188
				R4	2	160
補助率・補助額	2分の1			上限額	80千円	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市内に本社又は支社が所在する事業者
交付要件	従業員の奨学金返済支援制度を設けていること
対象経費	補助事業者が、支援制度に基づいて、支援対象従業員本人に対して直接給付した現金の額
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	0
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	147	担当課	経済・雇用戦略課	外線	0857-30-8282
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	伝統工芸等後継者育成支援事業補助金				
概要	伝統工芸等の研修従事者の研修経費や家賃等を補助。研修従事者を受入れる事業者を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3103）商業の振興と販路拡大				
創設年度	H17	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	研修生及び研修受入事業者 1件				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費	
歳出事業名	伝統工芸等後継者育成支援事業費					
R8予算	4,326千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	・研修受入助成 50,000円/月 ・研修手当 1か月に15日以上かつ120時間以上研修する研修従事者（月額上限鳥取労働局長が公示する1時間当たりの最低賃金額に8時間×15日を乗じた額） 同伴家族に係る加算 1人当たり30,000円/月 ・研修準備費 研修1年目 30,000円 研修2年目以降 10,000円			R7 (見込)	0	0
				R6	1	650
				R5	0	0
				R4	1	3,020
				補助率・補助額	研修受入助成・研修手当 1/2（県1/2）、研修準備費・住居手当・通学手当 10/10（県10/10）	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった事業者及び個人
交付要件	鳥取県指定無形文化財、国指定伝統工芸品、県指定伝統工芸品に登録されているもので高度な技術を有し、その技術を伝承するため研修従事者を受け入れる事業者及び研修受入先において研修する者のうち一月に15日以上、かつ120期間以上研修する者
対象経費	・研修受入先 研修指導料 ・研修生 研修手当、研修用具、住居手当、通学手当
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-4 県の要綱に沿った制度であるため。 2-5 滞在費助成及び研修助成ともに月額単価を設定している。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	148	担当課	経済・雇用戦略課	外線	0857-30-8282
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	因州和紙振興補助金				
概要	因州和紙の振興事業に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3103）商業の振興と販路拡大				
創設年度	H17	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	伝統工芸品の振興と事業者数の拡大				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費
歳出事業名	因州和紙振興補助金				
R8予算	541千円				
R8予算 積算根拠	鳥取県因州和紙協同組合 677千円×4/5				
	過去実績	件数	決算額 (千円)		
	R7 (見込)	0	0		
	R6	1	541		
	R5	1	374		
	R4	1	496		
補助率・補助額	5分の4				
上限額	設定なし				
特定財源	なし（一般財源のみ）				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取県因州和紙協同組合
交付要件	鳥取県因州和紙協同組合が行う、後継者育成事業、教育情報事業、産業振興事業
対象経費	後継者育成事業、教育情報事業、産業振興事業に要した経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 自己資金のみでは事業実施ができないため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	149	担当課	経済・雇用戦略課	外線	0857-30-8282
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市花と木のまつり実行委員会事業運営補助金				
概要	鳥取市花と木のまつり実行委員会が実施する「鳥取市花のまつり」「鳥取市木のまつり」の開催費補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3103）商業の振興と販路拡大				
創設年度	H13	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	来場者数				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費
歳出事業名	花と木のまつり開催補助金				
R8予算	2,600千円				
R8予算 積算根拠	対象経費 3,552千円(事業費)－952千円(補助金以外の収入等)				
		過去実績	件数	決算額 (千円)	
		R7 (見込)	1	2,507	
		R6	1	2,400	
		R5	1	2,337	
		R4	0	0	
補助率・補助額	10分の10				
上限額	2,600千円				
特定財源	なし（一般財源のみ）				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市花と木のまつり実行委員会
交付要件	鳥取市花と木のまつり実行委員会が実施する「花のまつり」「木のまつり」の開催及び、実行委員会の運営事業
対象経費	「花のまつり」「木のまつり」の開催及び、実行委員会の運営に要する経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	88.7%
繰越金の有無	有

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	【経済性】 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	【効率性】 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	【有効性】 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	【公平性】 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	×
	【透明性】 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5, 2-7 賛助金その他の収入でイベント開催が困難なため。
公益性	-
公平性	4-2 鳥取市花と木のまつり実行委員会規約第8条に「事務局は経済・雇用戦略課内に置く」と明記している。

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	150	担当課	経済・雇用戦略課	外線	0857-30-8282
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市商工会補助金				
概要	商工会（商工会法規定）の運営及び小規模事業経営支援事業等に要する経費を補助。				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3101, 3102, 3103）				
創設年度	H16	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	申請資料「事業計画書」にて事業効果を設定				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費	
歳出事業名	商工会補助金					
R8予算	26,354千円					
R8予算 積算根拠	・鳥取東商工会 6,748千円 ・鳥取西商工会 10,223千円 ・鳥取東商工会 9,383千円					
				過去実績	件数	決算額 (千円)
				R7 (見込)	3	24,430
				R6	3	24,515
				R5	3	24,640
				R4	3	24,008
補助率・補助額	3分の2				上限額	設定なし
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	市内の商工会
交付要件	本補助金の交付の対象となる者は、本市内の商工会とする。
対象経費	・小規模事業経営支援事業に要する経費 ・商工業の振興と安定及び福祉の増進を図るために行う事業の実施に要する経費 ・地域の総合的な振興を図るために行う新たな事業の実施に要する経費 等
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める 補助金の割合	31.0%
繰越金の有無	有

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	15

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由	
法規性	-
3 E	2-5 各商工会の自己資金だけでは事業費をまかなえず、安定した事業展開を図るため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	151	担当課	経済・雇用戦略課	外線	0857-30-8283
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市物産振興体制強化事業補助金				
概要	一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会が行う特産品及び伝統工芸品等の販路拡大や推進体制の整備に係る経費を補助。				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3103）商業の振興と販路拡大				
創設年度	H20	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	インターネットショップ「とっとり市」の売上金額、鳥取市ふるさと物産館の売上金額				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費		
歳出事業名	物産振興体制強化事業費						
R8予算	20,072千円				過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	・物産部門への補助 9,686千円 ・インターネットショップ「とっとり市」運営補助 10,386千円				R7 (見込)	1	21,772
					R6	1	25,864
					R5	1	8,790
					R4	1	8,790
補助率・補助額	2分の1				上限額	設定なし	
特定財源	国費						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会
交付要件	鳥取市観光コンベンション協会が実施する物産振興等に関する事業及び鳥取市公認インターネットショップ「とっとり市」の運営。
対象経費	物産振興等に関する事業及び鳥取市公認インターネットショップ「とっとり市」の運営に要する経費。
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める 補助金の割合	35.0%
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	13

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由	
法規性	-
3 E	2-4 物価高騰の影響を受ける市内事業者支援のため、鳥取市観光コンベンション協会の運営に必要な経費を支援するため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	今後見直しを検討
今後の具体的な改善方針	売上向上により、収益性を高めることで補助率の低下、自走できる基盤を構築する。
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	補助対象経費に人件費が含まれている。

鳥取市補助金カルテ

NO.	152	担当課	経済・雇用戦略課	外線	0857-30-8284
適合性判定	今後見直しが必要		予算措置	令和8年度 当初予算	
補助金名	鳥取市雇用促進協議会補助金				
概要	鳥取市雇用促進協議会の運営及び事業費を補助。				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3101）経営基盤の強化と雇用の創造・人材確保				
創設年度	R1	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	企業見学会参加人数				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費	
歳出事業名	雇用促進協議会支援事業費					
R8予算	1,175千円					
R8予算 積算根拠	・若者の地元定着促進事業 115千円 ・人材確保・職場定着促進事業 1,097千円 ・会議費、事務費 76千円 合計1,288千円-雑入113千円=1,175千円					
				過去実績	件数	決算額 (千円)
				R7 (見込)	1	1,057
				R6	1	1,390
				R5	1	2,200
				R4	1	32
補助率・補助額	10分の10				上限額	設定なし
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市雇用促進協議会
交付要件	鳥取市雇用促進協議会の運営事業
対象経費	協議会運営費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める 補助金の割合	91.2%
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	×
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	15

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由	
法規性	-
3 E	2-5, 2-7 協議会の運営資金は市補助金のみとなっているため。
公益性	-
公平性	4-2 鳥取市雇用促進協議会運営要綱第9条に「事務局は経済・雇用戦略課内に置く」と明記している。

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	補助率が1/2以上であり、上限額の設定がない。

鳥取市補助金カルテ

NO.	153	担当課	経済・雇用戦略課	外線	0857-30-8282
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市まちなか振興ビジネス活性化支援事業補助金				
概要	商店街組織等が実施する地域課題の解決に資する環境整備等の事業に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3103）商業の振興と販路拡大				
創設年度	H25	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	7商店街組合の会員数				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費
歳出事業名	中心市街地活性化推進事業補助金				
R8予算	8,000千円				
R8予算 積算根拠	・ 太平線通り商店街振興組合 3,000千円×2/3(県1/3) ・ 濱崎酒販株式会社 10,000千円×2/3(県1/3) ※上限6,000千円				
補助率・補助額	3分の2				
特定財源	県費				
過去実績	件数	決算額 (千円)			
R7 (見込)	1	53			
R6	2	703			
R5	1	663			
R4	1	832			
上限額	6,000千円				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	(1) 環境整備等支援事業：商店街組織、(2) 出店促進支援事業：中小企業者
交付要件	・ 環境整備等支援事業は1以上、出店促進支援事業は2以上の地域課題解決に資する事業であること。 また、出店促進支援事業は、新規出店に係る事業で、商工団体の継続的な経営支援を受ける事業であること。
対象経費	・ 環境整備 調査研究・実証実験に係る経費、施設改修に係る経費、サービス・システム等の導入に係る経費等 ・ 出店促進 店舗改修費等
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 県の補助要綱により補助率等が定められているため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	154	担当課	経済・雇用戦略課	外線	0857-30-8282
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	文房四宝まつり補助金				
概要	文房四宝まつり実行委員会が実施する「文房四宝まつり」の事業に要する経費を補助。（隔年実施 次回令和8年度）				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3103）商業の振興と販路拡大				
創設年度	H17	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	伝統工芸品を広く全国へ紹介し、振興を図る				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費															
歳出事業名	文房四宝まつり事業費																			
R8予算	818千円																			
R8予算 積算根拠	「文房四宝まつり」出展に係る経費の総額				<table border="1"> <thead> <tr> <th>過去実績</th> <th>件数</th> <th>決算額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R7 (見込)</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>1</td> <td>545</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>1</td> <td>550</td> </tr> </tbody> </table>	過去実績	件数	決算額 (千円)	R7 (見込)	0	0	R6	1	545	R5	0	0	R4	1	550
過去実績	件数	決算額 (千円)																		
R7 (見込)	0	0																		
R6	1	545																		
R5	0	0																		
R4	1	550																		
補助率・補助額	10分の10				上限額	設定なし														
特定財源	なし（一般財源のみ）																			

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	文房四宝まつり実行委員会
交付要件	文房四宝まつりに要する経費（協賛金、負担金等の特定財源を除く。）に10分の10を乗じて得た額（1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。
対象経費	文房四宝まつりに要する経費
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	事業報告書、収支決算書、領収書写し

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 自己資金のみでは事業実施ができないため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	155	担当課	経済・雇用戦略課	外線	0857-30-8284
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市地元企業人材確保助成金				
概要	市内中小企業等が従業員を正規に雇用することを目的に、自社のPR動画など人材確保に係る経費を助成。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3101）経営基盤の強化と雇用の創造・人材確保				
創設年度	R6	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	交付件数 6件				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費
歳出事業名	人材確保推進事業費				
R8予算	900千円				
R8予算 積算根拠	3件×100千円 かがやき企業枠3件×200千円				
	過去実績	件数	決算額 (千円)		
	R7 (見込)	2	200		
	R6	1	100		
	R5	0	0		
	R4	0	0		
補助率・補助額	4分の3				
上限額	200千円				
特定財源	なし（一般財源のみ）				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市内に本社又は支社が所在する事業者
交付要件	以下のいずれかの事業 ・ PR動画等作成事業 ・ 合同企業説明会、採用面接会等への出展 ・ 就職情報サイトへの掲載 ・ 採用コンサルティング
対象経費	委託料等、出展に要する経費、掲載料
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 地元企業における人材の確保が喫緊の課題であり人手不足による地域経済への影響が大きいため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	156	担当課	経済・雇用戦略課	外線	0857-30-8288
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市脱炭素先行地域づくり既存住宅断熱改修促進事業費補助金				
概要	脱炭素先行地域に選定されたエリアの既存住宅の断熱改修に要する経費を補助。				
補助金区分	個人に対する補助				
根拠法令	地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条（地方公共団体実行計画等）				
創設年度	R5	終期	R10年度末で廃止		
効果目標	住宅断熱改修補助 件数10件				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費	
歳出事業名	スマートエネルギータウン構想推進事業費					
R 8 予算	12,000千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	1,800千円×10件×2/3(補助率)			R 7 (見込)	3	3,120
				R 6	3	3,600
				R 5	2	1,754
				R 4	0	0
補助率・補助額	3分の2			上限額	1,200千円	
特定財源	国費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人
交付要件	次のいずれかに該当する者（１）本補助金の申請時点に、脱炭素先行地域選定エリア内に専用住宅を所有し、かつ、現に居住する個人（当該住宅を住所として本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。次において同じ。）（２）第１０条の規定による実績報告書の提出時点に、脱炭素先行地域選定エリア内に専用住宅を所有し、かつ、現に居住する個人
対象経費	補助対象事業の実施に要する経費（本工事費、間接工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費、設備費、業務費、事務費）
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 国交付金要綱に定める補助率のため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	157	担当課	経済・雇用戦略課	外線	0857-30-8288
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市脱炭素先行地域づくり事業交付金				
概要	脱炭素先行地域計画提案書及び地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画に定める事業に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条（地方公共団体実行計画等）				
創設年度	R5	終期	R10年度末で廃止		
効果目標	2030年度までの民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ(若葉台、佐治地域)				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費	
歳出事業名	スマートエネルギータウン構想推進事業費					
R 8 予算	435, 677千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	・業務部門施設PV導入(若葉台) 70, 350千円×2/3 ・行政系施設PV導入(佐治町) 14, 000千円×2/3 ・産業用PV導入(若葉台) 15, 200千円×2/3 ・公立鳥取環境大学ZEB化等 332, 606千円×2/3 ・佐治川小水力発電事業 177, 088千円×3/4、44, 272千円×1/3			R 7 (見込)	6	269, 037
				R 6	5	147, 402
				R 5	3	33, 269
				R 4	0	0
				補助率・補助額	1/3, 2/3, 3/4	
特定財源	国費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった事業者
交付要件	鳥取市脱炭素先行地域づくり事業推進協議会（令和5年6月14日設立）の運営委員、パートナー会員又はサポート会員
対象経費	交付対象事業の実施に要する経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5, 2-7 国交付金要綱に定める補助率のため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	158	担当課	経済・雇用戦略課	外線	0857-30-8282
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市ふるさと起業家支援プロジェクト補助金				
概要	クラウドファンディング型ふるさと納税を活用し、起業の際に必要な資金調達を支援。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	鳥取市中小企業・小規模企業振興ビジョン				
創設年度	R6	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	1件 起業家が増えることで地域活性化につながる（予算措置の件数）				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費	
歳出事業名	ふるさと起業家支援プロジェクト事業費					
R8予算	1,000千円					
R8予算 積算根拠	1,000千円×1件					
		過去実績	件数	決算額 (千円)		
		R7 (見込)	0	0		
		R6	0	0		
		R5	0	0		
		R4	0	0		
補助率・補助額	2分の1				上限額	1,000千円
特定財源	その他（利用料、地元負担金、寄附金など）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	法人、個人事業主
交付要件	市内に事業所等を設置し創業から12月を経過していない又は年度内に市内に事業所等を有して創業を行うとする法人若しくは個人事業主。
対象経費	施設整備費、機械装置費、備品費等
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書へ領収書を添付させ、確認する

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	【経済性】 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	【効率性】 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	【有効性】 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	【公平性】 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはなっていない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	【透明性】 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	0
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	159	担当課	経済・雇用戦略課	外線	0857-30-8282
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	伴走型スタートアップ支援補助金				
概要	新規創業事業者の初期経費に対する補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3101）経営基盤の強化と雇用の創造・人材確保				
創設年度	R6	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	15件 予算措置の件数				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費	
歳出事業名	ふるさと起業家支援プロジェクト事業費					
R8予算	1,500千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	100千円×15件			R7 (見込)	25	2,366
				R6	12	1,175
				R5	0	0
				R4	0	0
補助率・補助額	2分の1			上限額	100千円	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	市内において新たに創業する者
交付要件	市内において新たに創業する者
対象経費	施設整備費、機械装置費、備品費等
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
			不適合の数	0
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	160	担当課	経済・雇用戦略課	外線	0857-30-8288
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市脱炭素先行地域づくりEV充放電設備導入支援事業費補助金				
概要	脱炭素先行地域の対象エリアの個人に対し、EVの普及に向けてEV充放電設備を導入する事業に要する経費の一部を補助する				
補助金区分	個人に対する補助				
根拠法令	地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条（地方公共団体実行計画等）				
創設年度	R6	終期	R10年度末で廃止		
効果目標	EV充放電設備導入補助 件数10件				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費	
歳出事業名	スマートエネルギータウン構想推進事業費					
R 8 予算	15, 000千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	20, 000千円(見込10件)×3/4			R 7 (見込)	1	750
				R 6	0	0
				R 5	0	0
				R 4	0	0
補助率・補助額	4分の3			上限額	設定なし	
特定財源	国費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人
交付要件	補助金の交付の申請をする時点において、脱炭素先行地域選定エリア内に住宅を所有し、かつ、現に居住する個人（当該住宅を住所として本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。）。※市税等を滞納している者は交付対象としない
対象経費	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領に規定する経費から本補助金以外に交付される補助金等を除いたものとする。
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書へ領収書等の必要書類を添付いただき確認する

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5, 2-7 国交付金要綱に定める補助率のため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	161	担当課	経済・雇用戦略課	外線	0857-30-8284
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市リモートワーカー等外部人材活用補助金				
概要	リモートワーカーをはじめとするデジタル技術を活用できる外部人材の活用に要する経費、外部人材活用に向けての専門的支援に要する経費の一部を助成。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3101）経営基盤の強化と雇用の創造・人材確保				
創設年度	R5	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	交付件数 5件				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費
歳出事業名		人材確保推進事業費			
R 8 予算		1,900千円			
R 8 予算 積算根拠		300千円×3件 かがやき企業枠500千円×2件			
補助率・補助額		2分の1			
特定財源					

過去実績	件数	決算額 (千円)
R 7 (見込)	3	900
R 6	2	392
R 5	2	384
R 4	0	0
上限額	500千円	

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市内に本店、支店その他の事業所を置く事業者
交付要件	・とっとりリモートワーカー育成・実践事業「とりも」又は鳥取市男女共同参画課が実施する「女性デジタル人材育成事業」を通じて育成された人材の活用 ・専門的支援を受けて行う外部人材活用に向けた業務プロセスの分析や見直し
対象経費	報償費、役務費、委託料
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはなっていない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
			不適合の数	0
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	162	担当課	経済・雇用戦略課	外線	0857-30-8288
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	株式会社スマートエネルギーとっとり運営支援事業補助金				
概要	環境省脱炭素先行地域において電力サービスを提供する株式会社スマートエネルギーととりの運営に要する経費を補助。				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	鳥取市スマートエネルギータウン構想				
創設年度	R7	終期	R10年度末で廃止		
効果目標	2030年度までの民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ(若葉台、佐治地域)				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費	
歳出事業名	スマートエネルギータウン構想推進事業費					
R 8 予算	9,482千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	対象経費 9,482千円×10/10			R 7 (見込)	1	9,213
				R 6	0	0
				R 5	0	0
				R 4	0	0
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	株式会社スマートエネルギーとっとり
交付要件	株式会社スマートエネルギーととりの運営経費
対象経費	人件費、報酬、旅費、費用弁償、消耗品費、印刷製本費、備品購入費、広告宣伝費、通信運搬費、委託料、光熱水費、借上料、手数料、保険料経費及びその他市長が特に認める経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める 補助金の割合	95.6%
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	15

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由	
法規性	-
3 E	2-4, 2-5, 2-7 環境省脱炭素先行地域の取組を推進するため、電力サービスの提供に向けて市が設立した株式会社スマートエネルギーと通りの運営に必要な経費を支援するため
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	今後見直しを検討
今後の具体的な改善方針	脱炭素先行地域事業の計画期間後(令和10年度以降)の自主運営を視野に入れ、会社の安定経営に必要な自主財源の確保を促す。
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	163	担当課	経済・雇用戦略課	外線	0857-30-8277
適合性判定	適切		予算措置	令和8年度 当初予算	
補助金名	鳥取市SDGs未来都市推進事業支援補助金				
概要	本市の取組や考え方に共感いただけた企業に対し、本市の地域資源を活用した、地域活性化に資する事業を実施するために係る経費の一部を支援する。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	鳥取市SDGs未来都市計画				
創設年度	R5	終期	R8年度末で廃止		
効果目標	関係人口の創出、増				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費		
歳出事業名		自然資本産業誘致・振興事業費					
R 8 予算		3,000千円					
R 8 予算 積算根拠		上限1,000千円／件×3件（R7⇒R8で補助金内メニューを減らし、縮小する）			過去実績	件数	決算額 (千円)
					R 7 (見込)	13	19,000
					R 6	5	5,914
					R 5	5	5,885
					R 4	3	4,202
補助率・補助額		2分の1			上限額	1,000千円	
特定財源		国費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	補助対象団体
交付要件	・鳥取市SDGs未来都市計画の取組に共感・賛同する個人、企業及び団体であること。・鳥取市内に事業所（個人の場合にあっては、住所）又は補助対象事業を実施する場所を有すること。・市税のうち鳥取市に係るものを滞納していないものであること。・本市の地域活性化に繋がる取組であること。・本市が行う情報発信について、全面的に協力すること。・SDGs未来都市のステークホルダーに限る。
対象経費	事業に直接必要な経費（機器設備購入費、賃借費、通信費、研究費、調査費、旅費、広報費など）ただし、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	0
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	165	担当課	経済・雇用戦略課	外線	0857-30-8282
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	中国地方商工会議所女性会連合会鳥取大会補助金				
概要	鳥取商工会議所女性会が行う中国地方商工会議所女性会連合会鳥取大会開催事業に要する経費の一部を補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策2302、3103）男女共同参画社会の形成、商業の振興と販路拡大				
創設年度	R8	終期	R8年度末で廃止		
効果目標	来場者数				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費
歳出事業名	中小企業等支援事業費				
R8予算	200千円				
R8予算 積算根拠	0				
		過去実績	件数	決算額 (千円)	
		R7 (見込)	0	0	
		R6	0	0	
		R5	0	0	
		R4	0	0	
補助率・補助額	3分の1				
上限額	200千円				
特定財源	なし（一般財源のみ）				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取商工会議所女性会
交付要件	鳥取商工会議所女性会が行う中国地方商工会議所女性会連合会鳥取大会開催事業
対象経費	中国地方商工会議所女性会連合会鳥取大会開催事業の実施に要する経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	【経済性】 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	【効率性】 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	【有効性】 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	【公平性】 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはなっていない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	【透明性】 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	0
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-